

都市計画道路 近鉄郡山駅歩行者専用道を決定する理由

1. 路線の概要

都市計画道路 近鉄郡山駅歩行者専用道（以下、「当該路線」という。）は、本市における中心市街地区の拠点として、奈良県と本市が連携してまちづくりに取り組んでいる「近鉄郡山駅周辺地区まちづくり基本計画」（令和元年度策定）に位置づけられた近鉄郡山駅舎の移設に伴い整備する起点が大和郡山市南郡山町、終点が大和郡山市南郡山町となる、標準幅員 4m、延長約 70m の特殊街路である。

2. 都市計画道路の決定内容

(1) 決定の理由

当該路線は、近鉄郡山駅周辺地区における交通結節機能の強化を推進し、駅利用者の利便性を高めると共に駅周辺の混雑緩和と歩行者通行の分散を行い、安全な歩行者の交通導線を確保するため、新たな都市計画道路として当該路線の都市計画決定を行うものである。

(2) 決定の内容

大和都市計画道路に都市計画道路近鉄郡山駅歩行者専用道を以下のとおり、決定する。

（都）三の丸線に付随する近鉄郡山駅東側広場から都市計画交通広場近鉄郡山駅西側広場までの約 70m の区間において、標準幅員 4 m の都市計画道路を決定する。